

**議事4 鉄道助成業務の実施手続きに関する事項（報告事項）**

令和4年6月～令和5年5月に改正した補助金関係規程等は以下のとおり。

## 1. 鉄道施設総合安全対策事業費補助取扱要領の改正

- 概 要：補助対象事業に踏切監視用カメラが追加されたことに伴う改正
- 規 定 等 名：鉄道施設総合安全対策事業費補助取扱要領
- 改正年月日：令和4年12月13日

## 2. 鉄道技術開発費補助金取扱要領の改正

- 概 要：鉄軌道事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため「鉄道脱炭素施設等実装調査」に対する補助制度の創設に伴い改正。
- 規 程 等 名：鉄道技術開発費補助金取扱要領
- 改正年月日：令和4年12月26日

## 3. 譲渡線建設費等利子補給金繰入基準の改正

- 概 要：千葉急行線債務の利子補給が完了したことに伴い、千葉急行線に係る記述の削除。
- 規 定 等 名：譲渡線建設費等利子補給金繰入基準
- 改正年月日：令和5年3月27日

◎機構規程第6号

鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月22日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長 藤田 耕三

旧（現行）	新（改正案）	備考
<p>鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会規程</p> <p>平成16年1月27日 機構規程第201号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（委員の選任） 第3条 委員は、鉄道助成業務の関係者以外の学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。 2 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p>（庶務） 第7条 委員会の庶務は、鉄道助成部助成第一課において処理する。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p>	<p>鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会規程</p> <p>平成16年1月27日 機構規程第201号</p> <p>同 左</p> <p>（委員の選任） 第3条 委員は、鉄道助成業務の関係者以外の学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。 2 機構出身者については、委員に委嘱しない。 3 委員に選任する時点において満70歳以上の者については、原則として委員に委嘱しない。 4 委員の任期については、原則として2年以内とし、再任を妨げない。ただし、原則として10年を超える期間継続して委嘱しない。 5 第2項から第4項の規定にかかわらず、当該者が委員会の不可欠の構成要素である場合、又は属人的な専門的知識経験から必要な場合には、十分に検討を行った上で委員に委嘱することができるものとする。</p> <p>同 左</p> <p>（庶務） 第7条 委員会の庶務は、鉄道助成部助成課において処理する。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p>	<p>令和5年3月28日付け機構規程第58号「委員会等の委員の選任等に関する規程」の制定に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>